

さいたま市監査委員告示第75号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年5月6日付けさいたま市監査委員告示63号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年10月12日

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	江 原 大 輔
同	渋谷 佳 孝

指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 道路占用料に係る債権管理において、適正に行われていない事例が見受けられた。強制徴収公債権である道路占用料は、道路法において、納期限までに占用料の納付がない場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないこと、また、国税滞納処分の例により占用料及び延滞金を徴収することができる旨が規定されている。</p> <p>また、さいたま市債権管理条例においては、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならないと規定され、さいたま市債権管理条例施行規則において、督促は、履行期限後30日以内に行うと規定されている他、さいたま市道路占用料徴収条例において、督促したときは、延滞金を徴収することが規定されている。</p> <p>しかしながら、納期限までに占用料の納付がなかった者に対し、30日以内に督促状を送付しておらず、延滞金の徴収も行われていなかったものである。</p> <p>これまでの定期監査においても再三にわたり指摘や意見をしてきたところであり、法令等に定められた債権管理について、関係課所と連携し、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【北部建設事務所土木管理課】 【南部建設事務所土木管理課】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 債権管理簿の作成及び督促状の送付について、令和4年度申請分より行うよう改めました。延滞金についても、徴収の必要が生じた場合は、関係法令に則り適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>【北部建設事務所土木管理課】 【南部建設事務所土木管理課】</p>

(2) 行政財産の目的外使用許可（電柱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所道路建設課】

(3) 公有財産の貸付（東宮下調節池用地）に係る財産貸付収入において、第20款財産収入で収入すべきところ、第17款使用料及び手数料で収入していたため、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所河川整備課】

(4) 現金取扱事務において、借用しているつり銭資金以上の現金が保管されていたため、適正な事務処理を行うべきである。

【南部建設事務所土木管理課】

2 支出事務

(1) 資金前渡（電話料金）において、令和2年度分の精算額に誤りがあったため、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道維持管理課】

(2) 会計年度任用職員の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったため、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行

(2) 令和4年度使用分から、使用前に使用料を納付させるよう改めました。今後適正な事務処理を行ってまいります。

【北部建設事務所道路建設課】

(3) 振替命令書により収入科目更正を行いました。今後は、さいたま市会計規則に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【北部建設事務所河川整備課】

(4) 指摘のありました現金等につきましては、当課窓口での拾得物であり、市長への報告の後、警察に届出いたしました。今後は、窓口での拾得物について、速やかに施設管理者及び警察署へ届出いたします。

【南部建設事務所土木管理課】

2 支出事務

(1) 指摘事項について、所属職員に周知し、基本に立ち返って、事務処理を行うよう指導しました。今後は、独自のチェックシートを作成し、複数の職員による確認を徹底します。地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

【下水道維持管理課】

(2) ア 会計年度任用職員の通勤手当について、本来負担すべき金額との差額を支給いたしました。

【北部建設事務所土木管理課】

<p>うべきである。</p> <p>ア 警察協議調整員 【北部建設事務所土木管理課】</p> <p>イ 事務補助等 【南部建設事務所土木管理課】</p> <p>(3) 会計年度任用職員（事務補助）の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【北部建設事務所土木管理課】</p> <p>(4) 資金前渡（電気料金等）において、出納閉鎖までに令和2年度の精算を行っていなかったため、さいたま市会計規則第79条の2に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【北部建設事務所道路維持課】</p> <p>3 契約事務 ポケットパーク外道路施設管理業務委託契約において、支出負担行為伺書（契約伺）に係る決裁を局長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【南部建設事務所道路維持課】</p> <p>4 行政事務（行政監査） (1) 内部統制体制の整備と運用につ</p>	<p>イ 支給額の誤りにつきましては、令和3年4月以降の片道料金変更を考慮せず算定していたことが原因でありました。指摘後、支給済であった令和3年4月分から12月分の費用弁償について再計算し、差額を令和4年1月分の旅費と併せて支給いたしました。 【南部建設事務所土木管理課】</p> <p>(3) 会計年度任用職員の職員手当について、本来負担すべき金額との差額を支給いたしました。 【北部建設事務所土木管理課】</p> <p>(4) 資金前渡（電気料金等）の精算については、令和3年度予算で精算処理を行いました。 支出事務について、今後誤りのないよう課内で事務手続きの再確認を行いました。また、同様事案が発生しないよう、資金前渡ファイリングフォルダに事務手順の貼り付けを行いました。 【北部建設事務所道路維持課】</p> <p>3 契約事務 今後は、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。 【南部建設事務所道路維持課】</p> <p>4 行政事務（行政監査） (1) 源泉徴収所得税については、該</p>
--	--

いて（意見）

今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について重点的に監査を行った。

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられた。マニュアル等の確認不足が原因であると考えられるため、各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【道路環境課】

【北部建設事務所道路維持課】

(2) 適正な債権管理について（意見）

市営住宅使用料及び住宅駐車場使用料に係る延滞金については、さいたま市市営住宅条例において、入居者は、指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、延滞金額を加算して納付しなければならないこと、また、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、延滞金額を減免することができることが規定されているものの、一部、適正に行われていなかった。

費用対効果を検証し業務システムを改修するなど、適正な債権管理に資する取組を検討すべきである。

【住宅政策課】

当者へ誤りを説明し、年末調整により還付精算が済んでおります。

また、当該職員は、既に退職しておりますが、有給休暇の付与方法について今後誤りのないよう係内ミーティングにて周知を行い、事務処理の際は、必ず担当係の複数職員によるチェック体制を徹底し、制度所管課との協力体制を強化するとともに、実効性のある内部統制の取組を進めていきます。

【道路環境課】

【北部建設事務所道路維持課】

(2) 令和4年度から延滞金の支払い状況を管理簿で管理し、徴収に向けて事務手続きを進めております。

今後は、条例の規定に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

【住宅政策課】